2.関連計画について

本計画の策定にあたり、上位計画、関連計画である箕面市中心市街地活性化基本計画、公共施設配置構想 、箕面市バリアフリー基本構想との整合性を図るため、その内容を整理する。

(1) 箕面市中心市街地活性化基本計画(平成 16 年 12 月)

阪急箕面線沿線に拡がる箕面地区、桜井地区は、本市において良好な住宅地としてのイメージを形成してきた地区であり、本市の商業機能、行政・公共機能が集約された重要な都市核として発展してきた中心市街地である。しかし近年において、本市域の市街化の伸展や、少子高齢化の進行、施設の老朽化や商業の衰退などの課題が顕在化し、都市機能の空洞化を余儀なくされている。

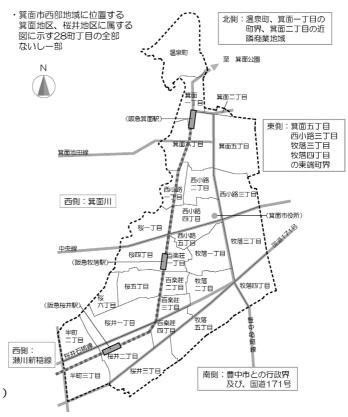
これらの課題に対して、箕面市商業活性化ビジョン(平成 13 年度策定)や、そのアクションプランなど、様々な中心市街地の活性化への取り組みが実施されつつある。箕面市中心市街地活性化基本計画は、そのような昨今の機運を受けて、平成 16 年 6 月に策定委員会を立ち上げ、その検討を通じて、箕面地区、桜井地区を対象地区として、中心市街地の活性化に向けた基本方針、目標、施策について取りまとめたものである。

計画推進目標期間

平成 17 年度(2005 年度) ~ 平成 26 年度(2014 年度)の 10 年間

- ・前期 平成 17 年度 ~ 平成 19 年度
- ・中期 平成 20 年度 ~ 平成 23 年度
- ・後期 平成 24 年度 ~ 平成 26 年度

中心市街地区域



(中心市街地活性化基本計画 概要版より転載)

中心市街地の将来像

- 「豊かな暮らしのあるまち」
- 「快適でにぎわいのあるまち」
- 「ふるさとを感じるまち」

基本コンセプト

「成熟した生活・交流都市としての地域の再生」

基本目標

- 「自助」(力をつける)
 - ~ 自立循環型のまちづくりの実現
- 「互助」(たすけあう)
 - ~ 互いに助けあう、安心・安全・快適なまちづくりの実現
- 「協働」(ともにつくる)
 - ~ 市民、商業者、行政がともに創る地域社会の実現

箕面地区の方向性

「自然とにぎわいと活力に満ちた、 広域交流、商いの拠点の形成」

(箕面市民交流ゾーン)

- 「箕面観光の玄関口 来街者と 市民との、広域交流拠点」
- (みのおサンプラザ)
- 「広域交流拠点としての機能の 充実」



(中心市街地活性化基本計画より転載)

●●●●観光・商業・文化を つなぐ回遊路



重点整備地区に該当するゾーン

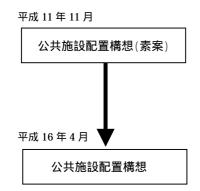
本計画に関連する施策

【公共施設の再配置】(前期・みのおサンプラザ、シンボルロード軸で実施)

箕面駅前という良好な立地条件を活かし、みのおサンプラザの地階、3~8 階について、周辺施設を含めた一体的な機能再編を検討し、市民利便の向上や市民活動の促進、観光シーズンにおける箕面の PR 機能の強化などを通して、箕面駅前地区及びシンボルロード軸の活性化を促進する。

(2)公共施設配置構想 (平成16年4月)

平成 11 年 11 月の「公共施設配置構想 (素案)」を見直し、平成 16 年 4 月に「公共施設配置構想」として策定したものである。



・第四次箕面市総合計画(平成13年1月)策定にあたり、将来 都市像実現のための公共施設の配置に関する、基本的な検討方 向及び施設種別を概括的に示す。

・箕面市経営再生プログラム(平成15年2月)に基づき、総合計画第2期実施計画の策定に合わせ、抜本的な改革を推進するため、本市を取り巻く社会・経済状況の変化や新市街地整備の進捗等をふまえ、公共施設・機能の配置のあり方を見直す。

基本方針

箕面市経営再生プログラムに基づいて、近隣市町との広域連携や民間との連携による施設・機能の整備、連鎖的な再編整備も含めた既存施設の有効活用を基本方針とする。

また、施設の配置を予定しない市有地については、周辺の住環境へ配慮しつつ、売却を含め有効活用を図ることとしている。

本計画に関連する方向性

「西部地域」(阪急箕面線沿線地域)の公共施設整備の方向性として、「みのおサンプラザ」「郷 土資料館」「市役所第2別館」を一体的に捉えた施設再編整備方針を示している。

みのおサンプラザ

- ・立地条件を生かした市保有床の有効活用の検討。
- ・周辺施設・機能との一体的な再編整備 の検討。

郷土資料館・市役所第2別館

- ・施設の老朽化対応や立地条件を生かし た検討
- ・施設の廃止・敷地の売却も含めた有効 活用の検討。

一体的な再編整備の検討

(3) 箕面市交通バリアフリー基本構想(平成 16年5月)

箕面市交通バリアフリー基本構想は、交通バリアフリー法及び基本方針に基づき、鉄道駅等の旅客施設とともに周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路のバリアフリー化を行うことにより、第四次箕面市総合計画に定められている将来都市像「安全で快適に暮らし続けられる都市"みのお"」を実現することを目的とし、バリアフリー化の方針や具体的な施策を明らかにするものである。

基本理念

「誰もが安心して安全・快適に外出できるまちづくり」

1) 箕面駅前地区の位置付け

重点整備地区 = 重点整備地区は、特定旅客施設(一日当たり利用者数 5,000 人以上)から、

通常徒歩により利用されることが想定される、不特定多数の市民が利用する施設を対象にして設定されている。箕面駅の一日平均乗降客数は約19,500人、牧落駅は約8,700人で共に特定旅客施設であり、府道豊中亀岡線(シンボルロード)を中心とした公共施設が集積する地区は、箕面地区のバリアフリー重点整備地区として定められている。みのおサンプラザ(箕面文化センター)は、重点整備地区を定める際の基準となる公共施設の一つとなっている。

特定経路 = 箕面駅~府道豊中亀岡線(シンボルロード)はバリアフリー特定経路とし

て定められ、移動円滑化基準に基づいて歩道のバリアフリー整備を行うこと

としている。

2) 箕面駅前地区の整備方針

市民だけでなく市外からの来街者も多く見られるため、バリアフリー整備を進めることにより、 人が集まり、より一層にぎわいのある本市の中心地区を形成するものとしている。

箕面駅前広場 = 身体障害者用トイレの改善

箕面駅前第一駐車場 = 身体障害者用トイレの整備

身体障害者用駐車場への誘導案内サインの設置

箕面駅周辺 = 放置自転車、駐車違反の対策強化

看板や商品等(沿道の不法占有物)の指導・撤去

また、公共施設のバリアフリー化については、バリアフリー設備の設置による物理的なバリアの解消に加え、案内誘導サインの設置に取り組むものとしている。